

神奈川県の実質赤字比率等について(平成21年度決算)

1 健全化判断比率

(1) **実質赤字比率** 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

○ **該当なし(-%)** ※ 全会計とも赤字なし [⑳該当なし]

(単位:億円)

分子	実質赤字額:①+② ①一般会計における実質赤字額 ②一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、市町村自治振興事業、 水源環境保全・再生事業、農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、 沿岸漁業改善資金、災害救助基金、母子寡婦福祉資金、介護保険財政安定化基金、 中小企業資金、県営住宅管理事業、都市用地対策事業 (15会計)	—
分母	標準財政規模	12,562

注 一般会計等とは、普通会計に相当する一般会計及び特別会計。

(2) **連結実質赤字比率** 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 25%

○ **該当なし(-%)** ※ 全会計とも赤字なし又は資金不足なし [⑳該当なし]

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額:①+② ①一般会計等における実質赤字額 ②公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、 酒匂川総合開発事業、病院事業、流域下水道事業 (7会計)	—
分母	標準財政規模	12,562

(3) **実質公債費比率(3か年平均)** 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

○ **9.2%** [⑳8.9%]

(単位:億円、%)

区 分		19年度	20年度	21年度
分子	元利償還金等:①+②+③+④-⑤	994	1,058	1,086
	①公債費	2,147	2,236	2,289
	②公債費充当公営企業繰出金	69	65	57
	③公債費充当一部事務組合繰出金	15	15	12
	④公債費に準ずる債務負担行為等	52	51	50
	⑤当該年度公債費等交付税措置額	1,289	1,309	1,322
分母	標準財政規模:⑥-⑦	11,221	11,365	11,239
	⑥標準財政規模	12,510	12,674	12,562
	⑦当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,289	1,309	1,322
分子/分母		8.9	9.3	9.7
注 表示単位未満四捨五入のため計が一致しないことがある。		3か年平均		9.2

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

○ 208.8% [⑩206.9%]

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債:①-② ①将来負担額 ・一般会計等地方債現在高 ・債務負担行為に基づく支出予定額 ・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額 ・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額 ・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 ・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額 ・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額 ②充当可能財源等 ・将来負担額に充当可能な基金 ・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等) ・地方債現在高等に係る交付税措置見込額	A	23,469
			45,416
			36,657
			419
			586
			62
			7,435
			224
			33
			21,947
			4,291
			1,172
			16,483
分母	標準財政規模:③-④ ③標準財政規模 ④当該年度公債費等交付税措置額	B	11,239
			12,562
			1,322
注 表示単位未満四捨五入のため計が一致しないことがある。			A/B=208.8%

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも資金不足なし [⑩該当なし]

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業	—	556	—
	電気事業	—	80	—
	公営企業資金等運用事業	—	8	—
	相模川総合開発共同事業	—	15	—
	酒匂川総合開発事業	—	7	—
	病院事業	—	386	—
流域下水道事業(法非適用企業)		—	82	—

- 注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業
 2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの
 3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額
 4 資金不足額
 《法適用企業》 (流動負債+特例地方債-流動資産)-解消可能資金不足額
 《法非適用企業》 (繰上充用額等+特例地方債)-解消可能資金不足額